

令和6年度 屋久島永田浜のウミガメ保全に向けた各種業務

業務の背景と概要

屋久島の北西部に位置する永田浜（四ツ瀬浜、いなか浜、前浜の総称）は、北太平洋地域有数のウミガメの産卵地として有名であり、特にアカウミガメにおいては北太平洋最大の産卵地である。そのため、アカウミガメの保護において重要な地域であることから、平成14年に国立公園に指定され、平成17年にはラムサール条約湿地に登録されている。

永田浜では1988年からNPO法人屋久島うみがめ館が、1996年から永田ウミガメ連絡協議会が、それぞれウミガメの観察会を実施してきた。2008年には両団体や行政機関などが参画する「永田浜ウミガメ保全協議会」が設立され、「永田浜ウミガメ観察ルール」などが策定されるなど、永田浜のウミガメ保全を目的に関係者間による協議・連携体制が構築されてきた。

また、2019年には屋久島町エコツーリズム推進協議会にウミガメ保護利用専門部会が設置され、現在はウミガメ保護利用専門部会として、ウミガメ保全を目的にした自主ルールを設け、ウミガメ繁殖シーズンでの立入禁止の時間設定や無秩序なウミガメの観察を防ぐための観察会の実施、調査・研究活動など様々なウミガメの保全活動が実施されている。

しかし、ウミガメ保護活動や観察会の人材や財源の不足や、永田浜を訪れる観光客やインバウンド参加者の増加するなか法的根拠のない自主ルールであるため無秩序な利用を完全に抑制することが出来ないことなど、観察会の実施体制や永田浜の保全体制に多くの課題があり、ウミガメの産卵や孵化に与える影響への懸念が発生している。そのため、各活動を推進する関係団体や行政機関の持続的かつ盤石な連携体制の構築が求められている。

本業務は、関係機関・団体が連携して実施されている様々なウミガメの保全活動を持続可能なものにするために、ウミガメ保全の将来像や今後の取組事項などを盛り込んだ「永田浜のウミガメ保全に向けた全体ビジョン」案の策定や、永田浜のエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源指定に向けて巡視体制などを盛り込んだ運用指針案の作成、ウミガメ観察会の事前レクチャー映像の作成などを行うものである。



永田浜にやってくるアカウミガメ



浜に設置されたウミガメ保護柵

主な業務内容

1. 「永田浜のウミガメ保全に向けた全体ビジョン」案の策定

永田浜のウミガメ保全にかかる将来的な方向性を示した「永田浜のウミガメ保全に向けた全体ビジョン（以下「全体ビジョン」という。）」について、昨年度時点の全体ビジョン（案）を基に、記載内容の詳細を検討・加筆した。

具体的には、①調査・研究活動、②保全活動、③持続可能な利用（＝観察会）、④特定自然観光資源の指定と普及啓発、⑤拠点施設、⑥多様な主体による支援の仕組み、の6項目毎に課題解決に向けた今後の方向性について協議を行い、記載可能な範囲で全体ビジョン（案）に追記した。

【全体ビジョン案の検討にあたり行ったこと】

① 資料収集および関係者等へのヒアリング：

既存資料収集の他、関係行政機関や地元団体等へのヒアリング

② 他地域の事例収集：

国内での拠点施設設置に関わる事例や使用できる制度の事例収集

③ 関係者との意見交換会の実施：

関係者との意見交換会を業務期間中に5回実施し、意見の収集や取りまとめ、記録の作成。



意見交換会の様子

2. 永田浜におけるウミガメ観察会実施の支援

永田浜において毎年5～7月に実施されている「ウミガメ観察会」の質の向上を目的とした支援を行った。具体的な内容は以下の通り。

①事前レクチャー映像資料の内容検討

ウミガメに与える影響を最小限にするため、観察会参加者に対してウミガメの生態や観察会の流れ、注意事項などを理解してもらうことが重要である。これらの啓発情報を分かりやすく伝えることを目的とした事前レクチャー映像資料の内容検討およびシナリオ・絵コンテ作成、既存映像の収集などを実施した。内容は環境省担当官との調整および意見交換会での関係者からの意見を踏まえ、ウミガメの生態、観察会の流れ・注意事項などを含むものとした。

②ウミガメ観察会参加者へのアンケートの実施

今年度のウミガメ観察会の参加者に対して、観察会全体の満足度や待ち時間・参加料の適切度などを問うwebアンケート調査を実施した。調査結果は定量的に分析して、次年度以降の観察会の改善方針の検討に活用した。

③観察マニュアルの改訂案の作成

意見交換会での今年度の観察会の振り返りやアンケート結果などを基に、運営スタッフ用の観察マニュアルの改定を行った。

Q1-2. 観察会でウミガメの産卵を観察できましたか？ *

- ☐ 観察できた
☐ 観察できなかった

Q2. ウミガメ観察会に参加した感想を教えてください。 *

- ☐ とても満足した
☐ まあ満足した
☐ どちらともいえない
☐ やや不満だった
☐ とても不満だった

実施したアンケート（一部）

3. 永田浜における特定自然観光資源の運用指針案の作成

屋久島町エコツーリズム推進協議会では、ウミガメおよびウミガメを取り巻く環境保全と適正な利用の促進を目的として、永田浜をエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源に指定することを目指している。そこで指定に向けた検討材料とするべく、また指定後に円滑に維持管理が出来るよう、地元関係者と協議を重ねたうえで特定自然観光資源の運用指針案を作成した。

具体的には、特定自然観光資源の立入申請・承認の運用方法や体制、立入承認事務の方法、立入申請の際に提出する項目、立入承認手数料、特定自然観光資源にかかる周知啓発の方法、運用にかかるイニシャルコスト・ランニングコスト、各浜での巡視体制、など特定自然観光資源の運用に必要な項目を運用指針案に盛り込んだ。

【エコツーリズム推進法における「特定自然観光資源」とは？】

- 自然観光資源の中でも、観光旅行者やその他の者の活動により損なわれつつある又は損なわれるおそれがあり、法的に保護のための措置を講ずる必要があるものについては、「特定自然観光資源」として指定することができます。
- 市町村長は、エコツーリズム推進協議会が作成した全体構想が国に認定された場合にその認定された全体構想に従って、法第8条の規定に基づき特定自然観光資源を指定することができます。その指定に当たっては、特定自然観光資源が存在する区域（以下「所在区域」という。）の設定を併せて行う必要があります。
- 特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれる恐れがあるときは、市町村長は、所在区域内への立入りについて、法第10条の規定に基づき①立入制限期間の設定、②立入り時における市町村長の承認の義務付け、③立入人数の上限の設定を行うことができます。

（環境省「エコツーリズム推進基本方針」より一部抜粋）

4. 事前レクチャー映像資料の作成

「2. 永田浜におけるウミガメ観察会実施の支援」で検討した内容を基に、事前レクチャー映像資料の作成を行った。具体的な内容としては、関係団体や映像作成事業者との意見交換を適宜行い、観察会の事前レクチャーに活用できるよう映像作成のディレクションや映像撮影当日の補助などを行った。

事前レクチャー映像資料には、観察会におけるNG行為や実際の観察の流れなどを再現VTRとして盛り込み、その撮影にあたっては地元関係者にエキストラで出演協力して貰ってオリジナル感の演出に努めた。また、外国人参加者にも理解して貰えるように、英語表記やアニメーションの活用などの配慮を行った。



事前レクチャー映像の撮影の様子



作成した映像（アニメーション）